

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令 新旧対照表

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定薬物）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一～八十二（略）</p> <p>八十三（略）</p> <p>八十四 一（二・三）ジヒドロベンゾフラン―六―イル</p> <p>）プロパン―二―アミン及びその塩類</p> <p>八十五（略）</p> <p>八十六～百五十八（略）</p> <p>百五十九（略）</p> <p>百六十 一（ベンゾフラン―五―イル）プロパン―二―アミン及びその塩類</p> <p>百六十一（略）</p> <p>百六十二～百六十七（略）</p> <p>百六十八（略）</p>	<p>（指定薬物）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一～八十二（略）</p> <p>八十三 一（二・三）ジヒドロベンゾフラン―五―イル</p> <p>）プロパン―二―アミン及びその塩類</p> <p>（新設）</p> <p>八十四 一（一・二）ジフェニルエチル）ピペリジン及びその塩類</p> <p>八十五～百五十七（略）</p> <p>百五十八 一（ベンゾフラン―二―イル）プロパン―二―アミン及びその塩類</p> <p>（新設）</p> <p>百五十九 一（ベンゾフラン―六―イル）プロパン―二―アミン及びその塩類</p> <p>百六十～百六十五（略）</p> <p>百六十六 二（メチルアミノ―一―）（チオフエン―二―イ</p>

百六十九 二―「(メチルアミノ)メチル」―三・四―ジ

ヒドロナフタレン―一(二H)―オン及びその塩類

百七十 (略)

百七十一、百七十二 (略)

百七十三 (略)

百七十四 N―メチル―一―(ナフタレン―二―イル)プ

ロパン―二―アミン及びその塩類

百七十五 (略)

百七十六―二百二十 (略)

(医療等の用途)

第二条 (略)

一―四 (略)

五 (略)

(略)	(略)
(略)	(略)
二―「(メチルアミノ)メチル」―三・四―ジヒドロナフタレン―一(二H)―オン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

ル)プロパン及びその塩類

(新設)

百六十七 N―メチルインダン―二―アミン及びその塩類

百六十八、百六十九 (略)

百七十 メチル―二―「―(シクロヘキシルメチル)―

―H―インドール―三―カルボキサミド」―三・三―

ジメチルブタノアート及びその塩類

(新設)

百七十一 (四―メチルピペラジン―一―イル) (二―ペ

ンチル―一H―インドール―三―イル)メタノン及び

その塩類

百七十二―二百十六 (略)

(医療等の用途)

第二条 (略)

一―四 (略)

五 (略)

(略)	(略)
(略)	(略)
一―(ベンゾフラン―二―イル)プロパン―二―アミン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
(新設)	(新設)

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	<p>N—メチルインダン— —アミン、その塩類及び これらを含む物</p>
(略)	<p>元素又は化合物に化学反 応を起こさせる用途</p>